

# えっ! ほんと?

若者をねらう悪質商法



スパイダージョ

「3千6百円?」



アリジーゴク



アリンコ



アリママ



アリパパ



アリバーバ

 @MiyazakiArinko

こんなのアリ!?と思ったら…  
あきらめないで、まず相談!

宮崎県消費生活センター

ホームページ [こんなのアリ?](#)





よく考えてから契約しましょう

## 契約

契約とは、法律的な拘束力が生じる約束のことです。  
私たちの暮らしは、様々な契約で成り立っています。

- コンビニでお茶を買う ⇒ 売買契約
- 携帯電話を使う ⇒ 電気通信サービス契約
- アパートに住む ⇒ 賃貸借契約

### クイズ 1 契約はいつの時点で成立する？

A子さんの家では、家を建てたときに買った冷蔵庫が古くなってきました。「そろそろ買い換え時かぁ…」と思って、A子さんは電器屋さんに出かけました。

さて、ここで問題。下の4コマの中で、A子さんと電器屋さんの中で売買契約が成立したのは、①～④のどれでしょうか？

#### ①購入を申し出て、店が承諾したとき



#### ②サインしたとき



#### ③商品の引渡しがあったとき



#### ④代金の支払いが完了したとき



契約が成立したら、当事者には、それぞれ「権利」と「義務」が生じます。

上の場合、A子さんには「商品を受け取る権利」と「代金を支払う義務」、電器屋さんには「代金を受け取る権利」と「商品を引き渡す義務」が生じます。

## クイズ 2 契約はやめられる？

気に入って買った冷蔵庫ですが、キッチンに置いたところ、ちょっと大きかったみたいです。それにいま考えたら値段もちょっと高かった…。A子さんは、今頃になって後悔しています。

さて、ここで問題。A子さんは、この契約を解除できるでしょうか？  
下の①～④の中から適当なものを選んでください。

- ①いつでも解除できる
- ②A子さんの家に冷蔵庫が届く前なら解除できる
- ③A子さんの口座から代金が引き落とされる前なら解除できる
- ④原則として解除できない



## 契約は口約束で簡単に成立しますが 解消するのは非常に困難です。

以下の場合、契約の解除や取消しができることがあります。

- ・未成年者が両親の同意を得ないで契約した場合
- ・詐欺や強迫によって契約した場合
- ・商品に隠れた瑕疵(通常では気づかないキズのこと)等があって、そのために契約の目的が達成できない場合
- ・嘘の説明をされるなど「消費者契約法」や「特定商取引法」に定めた取消権を行使できる場合
- ・クーリング・オフできる条件が満たされている場合

契約は、当事者の一方的な都合で解除することはできません。

正解は④番です。

クイズ②の答え

契約書はその内容を明確にし、後の争いを回避するために、よく確認書類です。

契約は当事者同士が合意すれば成立します。口約束でも成立します。

正解は①番です。

クイズ①の答え



消費者の強い武器です

## クーリング・オフ制度

訪問販売や電話勧誘販売などで、契約書等を受け取った日から一定期間内に契約をやめたいと思えば、特別な理由や金銭負担も一切なく、無条件で契約解除や申込みの撤回をすることができます。

### クーリング・オフの対象と期間

- 訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールスも含む）
- 電話勧誘販売
- 特定継続的役務提供（エステティックサロン、語学教室、家庭教師、学習塾、結婚相手紹介サービス、パソコン教室、美容医療の7業種）
- 訪問購入（店舗以外での業者の物品購入）

▶ 8日間以内

- 連鎖販売取引（マルチ商法）
- 業務提供誘引販売取引（内職商法、モニター商法など）

▶ 20日間以内

# クーリング・オフ

クーリング・オフは書面で行わなければなりません。

- ① はがきによる簡易書留（コピーをとっておくこと）で出しましょう。
- ② クレジットを利用した時には、販売会社とクレジット会社の両方に出しましょう。

ハガキ

クーリング・オフの書き方の例

契約解除（申込み撤回）通知  
 契約（申込）日 平成○○年○○月○○日  
 商品名 ○○○○  
 契約金額 ○○○○円  
 販売業者名 ○○○株式会社 担当者○○氏  
 右の契約を解除（申込みを撤回）します。  
 （なお、支払済みの○○円を返金し、商品（サービス）を返入いたします。）  
 ○○市○○町○○番地  
 宮崎太郎

### クーリング・オフできない場合

- ① 化粧品などの消耗品で、使用した場合
- ② 現金取引で、総額が3,000円未満の場合
- ③ 乗用自動車の場合
- ④ 電気通信サービス（光電話など）の場合（※）
- ⑤ 通信販売（ネット通販など）の場合
- ⑥ 放送サービス（CATVなど）の場合 など

※初期契約解除制度があります。（P6 参照）



通信販売は、クーリング・オフができないんだよ！

（P14参照）

## 事例

訪問販売で購入した商品をクーリング・オフ（無条件解除）しようとしたら、「その商品は対象外です」と断られた。

原則として、訪問販売や電話勧誘販売で購入したすべての商品・サービスがクーリング・オフの対象です。（ただし、対象外の商品・サービスもあります。）



## クーリング・オフ妨害したら「期間延長」

嘘や脅し（威迫）により、クーリング・オフを妨害した場合、クーリング・オフ期間が延長されます（クーリング・オフ可能の旨の書面交付から8日間又は20日間）

特別な契約なので  
クーリング・オフ  
できないよ!



## 知っておきたい 未成年者の取消権

未成年者（既婚者を除く）が、両親の同意を得ないで結んだ契約は、取り消すことができます。

ただし、次の場合は取り消すことができません。

- ① あらかじめ小遣いとして渡された範囲内での契約
- ② 親から任されている営業取引に関する契約
- ③ 20歳以上と自ら偽って契約した場合（事業者から指示され偽りの年齢を書かれた場合は取り消せません。）

未成年者の契約には、両親の同意が必要なんだよ!



知  
っ  
て  
い  
ま  
す  
か



# 中途解約ができるサービス

## 中途解約ができるサービスとは

エステティックサロン、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスの6業種は特定商取引法「特定継続的役務」と定められています。この6業種については、特定商取引法が適用され(消費者が店舗に出かけて契約した場合も含みます)、クーリング・オフができる期間を過ぎてしまった場合でも、中途解約ができます。また、中途解約した場合、事業者が請求できる損害賠償等の上限が定められています。ただし、ごく短期間や小額の契約には適用されません。(表1参照)

※平成29年12月から「美容医療」が加わり、7業種になりました。

### エステティックサロン



### 語学教室



### 家庭教師



### 学習塾



### パソコン教室



### 結婚相手紹介サービス



## 特定商取引法の適用対象となるのは

表1

サービスの種類	① 提供期間	② 契約金額
エステティックサロン・美容医療	1月を超える契約	いずれも5万円を超える契約 (入学金、受講料、教材費、 関連商品等の合計額)
語学教室	2月を超える契約	
家庭教師		
学習塾		
パソコン教室		
結婚相手紹介サービス		

※①と②の両方に該当するものが対象になります。

あります



# スマホや光回線電話、プロバイダ等の電気通信サービス契約のポイント

★電気通信サービスの消費者保護ルールがあります。

## ●説明義務

事業者は利用者に配慮した説明を契約前に行うことや、携帯電話サービスのいわゆる「2年縛り」契約等が自動更新される際に、利用者に事前通知することが義務付けられています。

勧誘を受けても  
その場ですぐ契約せず  
十分検討しよう!



契約書面は  
よく確認しよう!

## ●書面交付義務

契約の成立後、事業者は遅滞なく、契約内容を明らかにする書面(契約書面)を利用者に交付することが義務付けられています。

## ●初期契約解除制度

一定範囲の電気通信サービスの契約について、契約書面を受領した日から8日間までは、電気通信事業者の合意がなくても利用者の都合で契約を解除できます。

ただし、初期契約解除制度の対象外となるサービスもあります(確認措置の対象となるサービス(※)など)。また、電気通信サービスと一緒に購入したスマートホンなどの端末は解除されません。

なお、契約解除までに利用したサービスの利用料金や工事費用、事務手数料等は支払う必要があります。

困った時は  
早目に相談!



こんな制度も

## ※確認措置

携帯電話サービスを含む移動通信サービスのうち、一定のサービスについては確認措置が適用になります。電波のつながり具合が不十分な場合と、事業者による説明等が不十分な場合は消費者の申し出により、携帯電話等の端末も含めて電気通信サービスが違約金なしで契約解除できます。(申し出が可能な期間は最低8日間で、事業者が定めます。)

初期契約解除制度と確認措置の対象範囲(イメージ)



出典: 国民生活センター



初期契約解除は、書面で行いますが、確認措置では、まず事業者に申し出てみましょう。詳しくは消費生活センターに相談してみよう!



# 生じやすいトラブルを防止するルール

「特定商取引に関する法律」は、訪問販売や電話勧誘販売など、消費者トラブルを生じやすい特定の取引類型を対象に、トラブル防止のルールを定めた法律です。

## 事例

販売員が何度も自宅を訪ねてきて、しつこく勧誘されて困っている。

### 再勧誘の禁止

訪問販売事業者は、一度その商品の購入を断られたら、原則として、同じ商品を再び勧めてはいけません。



## 「販売目的」を隠した売り方はダメ

- ① 訪問販売等の際、(業者名等だけでなく)「商品を売りに来たこと」等をまず伝えることが義務付けられています。  
※床下の無料点検を行うなどとして、商品のセールスを行うのは、義務違反。
- ② 販売目的を隠して、一般の人が出入りしない場所に誘い込んだる勧誘は罰則をもって禁止されています。



## 商品等について嘘や、わざと伝えないのはダメ

- ① 訪問販売等の際、商品等について価格、性能等に関する事項をわざと伝えない行為は、嘘の説明と同様、罰則をもって禁止されています。
- ② 商品等について、嘘の説明をしたり、わざと伝えなかったことにより、誤解して契約した場合、契約を「取消し」できます。



こんな売り方はダメ



## 契約の取消しと無効

「消費者契約法」は、消費者と事業者との間で結ぶすべての契約（消費者契約）を対象とした法律です。「消費者契約法」により、①消費者の自由な意思決定が妨げられたことによって結んだ契約は取り消すことができます。②消費者の利益を一方的に害する条項は無効になります。

例えばこんなときは、「契約を取り消す」ことができます。

事業者がうそを言っていた

健康講座会場にて



消費者の帰りたいという意思を無視して帰らせてくれない

声をかけられ会場に行って



例えばこんなときは、「契約の条項が無効」になります。

法外なキャンセル料を請求した

パソコン(資格講座)教室にて



損害賠償を制限している

スポーツジムにて



こんな場合もあります



多重債務に気を付けよう!

## クレジット契約

クレジットは、個人の信用を担保に信販会社などが、商品代金を立替払するシステムです。後で返済しなければならないという意味では、借金と同じです。クレジットを利用する場合には、手数料や利息がかかる場合があります。クレジットを利用する必要があるのか、よく考えましょう。

### 三者間契約



### ポイント

- ① クレジットを申し込む時は、規約(支払方法、手数料など)をよく読みましょう。
- ② 衝動買いなどによる使い過ぎに注意しましょう。
- ③ 請求書に間違いがないか確認し、支払期日を守りましょう。
- ④ 購入した商品が「届かない」「ひどいキズがある」などの場合には、代金の支払を拒むことができます。ただし、支払総額が4万円(リボルビング払いの場合は、現金販売価格等が3万8千円)に満たないときはできません。
- ⑤ カードを盗まれたり、紛失したときには、カード発行会社と警察に、必ず連絡しましょう。

とれますか



リボルビング払い(リボ払い)は慎重に!

リボ払いは、支払残高に応じて、月々あらかじめ決められた額をクレジット会社に支払う方法。月々の支払は一定になり便利じゃが、支払期間が長くなって手数料がかさんだり、複数のカードを利用して多重債務に陥ったりすることもあるので、注意が必要じゃ!



絶対やめましょう!

## 名義貸し

### 事例

親しい友人から「絶対迷惑はかけないから」と頼まれ、クレジット契約に自分の名前を貸したら、そのうち友人が支払わなくなり、信販会社から自分に請求がきた。

名前だけ？  
いいわよ、それくらい



迷惑は  
かからないのよ…

### ポイント

仕方なく名前を貸した場合でも、貸した者が契約をしたことになり、支払わなければならないくなります。

**名義貸しは絶対に止めましょう。**

# 責任が

契約者は  
あなたです!



そんな!  
私は名前を  
貸しただけよ



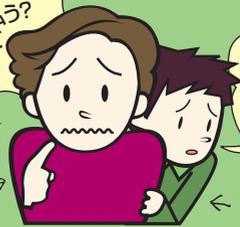
責任をとれますか?

## 連帯保証人

連帯保証人は、支払義務について本人と同じ扱いを受けます。本人が支払わないときは、連帯保証人が支払わなければならないです。名前だけ貸してくれと言われて、連帯保証人になった場合でも同じです。

えっ!!  
僕が支払う?  
ど〜して

連帯保証人



知らない

本人

連帯保証人になる時は、その責任を十分理解し、万一本人が支払わないときには、**本人に代わって支払う覚悟が必要です。**



あなたも  
本人と同じ  
扱いです!



手軽でも借金は借金

## 消費者金融

消費者金融とは、国や都道府県に登録をしている貸金業者のことです。大手などはCMでよくみかけるので身近な存在かもしれませんが、銀行などと違って手軽な反面、金利が高い場合が多いので利用するには注意が必要です。

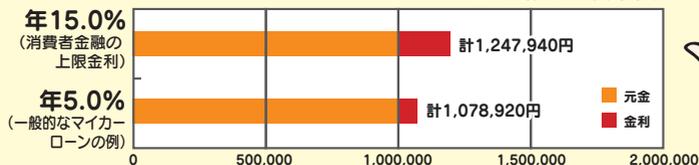


本当に返せますか？

### 金利はどのくらい？

100万円借りて3年間で返済したとき

※36回月払い(元利均等方式)



こんなに違うの!? 僕の給料15万円なのに...



### ポイント

- ① 法律で定められた上限金利は、貸付額に応じて年15~20%です。
- ② 無計画で安易な借り入れはやめましょう。また、**借金返済のための借金は多重債務への入り口です。**十分注意しましょう。



絶対に手を出さないで!

## ヤミ金融

ヤミ金融とは、国や都道府県に登録をしていない違法な業者のことです。街角のチラシやダイレクトメールなどを使って有利な貸付条件で勧誘しますが、実際には法律違反の高い金利を要求したり、本人はもちろん、家族や職場などへの脅迫的な取立行為を行うなどとても悪質で危険です。**ヤミ金融には絶対に手を出してはいけません。**

### どんな手口があるの?

#### 高金利

「2万円貸すから10日後に4万円を返せ!」など法外な利息を要求する。  
(この場合の年利は3,650%!!)

#### 保証料詐欺

融資の条件として、保証料や事務手数料などを先に振り込ませ、だまし取る。



#### 買取屋

融資の条件として、クレジットカードで高額な商品を買わせ送らせるが、買取りや融資はなくカードの支払いだけが残る。

#### 紹介屋

「自社では貸せないが他の業者を紹介する」と言って実質的な仲介をせずに、法外な紹介料を取る。

ヤミ金融は犯罪です!

ポイント

●登録されている業者かどうか確認しましょう。

インターネット検索

登録貸金業者情報検索サービス

検索





--身に覚えがなければ、相手に連絡しない

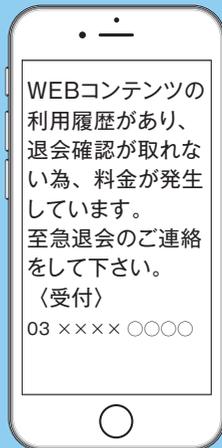
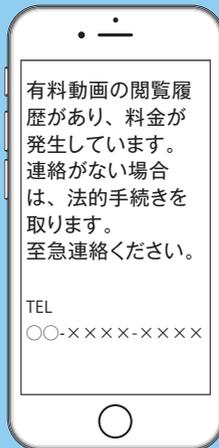
## 架空請求

不特定多数の人に根拠のない登録料や利用料などを請求するメールを送りつけ、訴訟を起こすなどと言って、お金の支払いを要求します。



不安になっても絶対相手に連絡したらダメじゃ!

〈例〉



--あわてて振り込まない、相手に連絡しない

## ワンクリック請求

パソコンや携帯電話、スマートフォンでアダルトサイトにアクセスしたところ、「18歳以上ですか?」と表示されたので「はい」をクリック。するといきなり「登録完了。登録料10万円です」と表示された…。

というような、高額な請求を受けるトラブルが、後を絶ちません。

さらに、消費者がインターネットで相談先や解決方法を検索し、「無料相談」「返金可能」とうたう窓口で相談したところ、実際には調査会社で、費用を支払わされ、結局何も解決できなかったといった二次被害も起きています。

被害解決をうたう業者には注意が必要です。



申し込みの意思がなく、単に画像や年齢確認部分をクリックしただけでは、契約は成立しておらん。支払う義務はないので、連絡する必要はないぞ。



トラブル



----- 手軽な反面、気をつけて

## ネットショッピング

ネットショッピングでは、信頼できる業者かどうかを見極めることが大事です。利用する際には、業者の情報(社名・所在地・電話番号等)や代金の支払時期・手段、商品の引渡時期、返品条件などを確認しましょう。

なお、通信販売の場合、一番多いのが返品・交換のトラブルであり、中には商品が届かないなど「詐欺的なサイト」に関するトラブルも発生しています。



### よく確認しよう! 通信販売での返品特約



ネットショッピングなど通信販売はクーリング・オフができないから、注文する前に返品対応についての規定をよく確認しておくことじゃ!



----- 相手がサクラだと立証するのは困難です

## サクラサイト(悪質な出会い系サイト)

「芸能人の悩みを聞いてほしい」「お金をあげるので話を聞いてほしい」などと言葉巧みに誘いこみ、サイト内で頻りにメールのやりとりをさせ、高額な利用料を支払わせるなどの手口です。

また、SNSサイトや副業サイトなどから誘導されるケースもあります。サクラサイトは、電子マネーやクレジット決済などにより簡単にポイントが購入できるため、気付かないうちに支払額が膨らんでしまう傾向がありますので、注意が必要です。



サイト業者から、特別会員料、会員ランクアップ料、セキュリティ解除料、文字化け解除料など、不明瞭で高額な費用を請求されるケースも増えているから注意が必要じゃ!





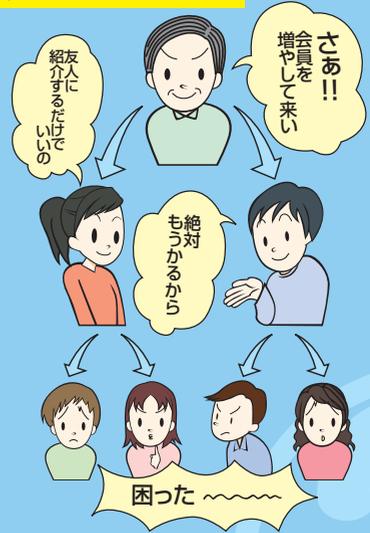
----- いいアルバイトがあると誘われる!

## マルチ商法

友人に「いいもうけ話がある」などといって、組織の会員にして商品を買わせ、さらにその会員が他の友人に話をもちかける……思うように組織に勧誘できず、誘った友人にうらまれてしまい、残ったのは、商品代金の支払いだけということにもなります。

例)健康食品、浄水器、化粧品など

簡単にもうけられる仕事はありません。組織の会員になった場合の危険や、迷惑をかけるかもしれない友人のことを考えて、必要のないものは、はっきりと断りましょう。



サークルやセミナーといった勧誘されることもあるので、ちょっとでも「おかしい」と感じたら、「断る」勇気も大切じゃ!



----- 街で声を掛けられる!

## キャッチセールス

繁華街の路上で「ちょっと時間をください」、「アンケートに答えるだけです」などといって、呼び止め、営業所や喫茶店に誘い込まれて、商品・サービスの契約を勧められます。

例)化粧品、エステサービス、レジャー会員権、絵画など

強引なキャッチセールスには無視する勇気、いらぬものにははっきり断る勇気を持ちましょう。



必要ですか



電話で誘い出される!

## アポイントメントセールス

電話やハガキで「あなたが選ばれました」、「海外旅行に安くいける話があります」などといって、営業所や喫茶店に呼び出して商品・サービスの契約をさせられます。

例)英会話教材、エステサービス、  
レジャー会員権、宝石など

おめでとうございます!

あなたが見事  
当選されました。

つきましては  
〇〇喫茶店で  
6時にお待ち  
していますので...



うまい話に惑わされず、内容のはっきりしない誘いには応じないようにしましょう。

## さまざまな支払方法

### ●キャッシュレス決済

現金(キャッシュ)が無く(レス)でもカードで支払ができる方法も増えています(キャッシュレス決済)。便利な反面、落とし穴もあるので注意が必要です。



カードの種類	発行者	決済時点	機能
クレジットカード	クレジット会社	後払い	代金をクレジット会社が立て替えて、後で使用者がクレジット会社に支払うカード
キャッシュカード	銀行等	ATM引出	銀行等に口座を開けて、預金の出し入れをするカード
デビットカード	銀行等	即時決済	決済すると代金が預金口座から即時に引き落とされるカード
プリペイドカード	電話会社、パチンコ店、交通機関等	前払い	前払いされている代金分だけ利用できるカード
電子マネーカード	交通機関、流通会社等	前払い 後払い	現金をデータ化してカードに移して(チャージ)、データ化された分だけ利用できるカード

★代金を支払う前に、金額などを十分に確認した上で、慎重に支払手続をしましょう。

★絶対に、口頭やメール等でプリペイドカードの番号を業者に伝えたり、指示された番号にチャージしたりしないようにしましょう。

### ●コンビニ払い ←ほかにもある!こんな方法

商品購入時に6~13ケタ程度の文字(数)列情報のID番号が通知されます。このID番号をコンビニに設置されている専用販売機に入力して申込券を発券し、レジで申込券と現金と一緒に支払ってコンサートチケットを購入するなどの方法もあります。

★支払時にレジで発行されるID番号記載の領収書は、必ず保存しておきましょう。





# アパート退去時の 敷金返還のトラブル

アパートを引っ越すことになった。  
毎日きれいに掃除をして丁寧に使用していたのに、家主から壁、  
クロスの張り替え等費用を請求されて、敷金が全く返って  
こなかった。

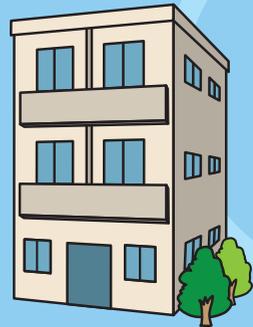
## 事例

借主には原状回復義務といって、本来の状態に戻すという義務があります。このためにかかる費用を、貸主と借主のどちらが負担しなければならないのかをめぐってトラブルになってしまいます。

原状回復費用の範囲などの考え方については、国土交通省が「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改訂版)」(平成23年)として公表しています。

## 〈ガイドラインの考え方〉

	具体例	貸主の負担	借主の負担
自然劣化	畳、壁クロス、床材等の変色など	●	
通常使用による損耗	家具の設置による床のへこみ、設置跡、画びょうの跡	●	
借主の故意・過失等による損耗	落書きの跡、喫煙による変色、ペットによる傷痕など		●



にも気をつけて

## トラブルを防ぐポイント!

契約の時から  
しっかりチェックしよう!

### 入居時

- 契約時には、しっかり契約書を読み大切に保管しましょう。
- 退去時の修繕の問題は入居時からあった損傷かどうか問われることがあるので、入居時の物件の状況を写真に撮っておくとよいでしょう。

### 退去時

- 退去時の点検には必ず立ち会い、その場のやりとりについては詳しくメモを取りましょう。
- 原状回復費用の総額だけを言われた場合は、明細を記載した見積書もらい、疑問に思う点は家主や管理会社に確認しましょう。



## エステティックサービス によるトラブル



お試し体験チケットをもらった。  
お試しと思って行ったのに、高額なエステと  
化粧品の契約をしてしまった。

よりきれいになりたい女性の心理について、言葉たくみに、エステのコースや化粧品などの契約をさせる勧誘が見られます。エステの契約は、契約書を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフをすることができます。様々な事情で続けられない場合などには中途解約をすることができます。ただしその場合にはお店側から3つの費用を請求されます。

- 契約する前にエステの内容については、十分説明を受けましょう。
- もし、エステを受けて異常を感じたら、すぐに医療機関で診察を受けましょう。

- ① 既に受けたエステの代金
- ② 消費した商品(化粧品、サプリメントなど)の代金
- ③ キャンセル料として2万円、または使っていないサービス代金の1割のどちらか低い方の金額



## まつ毛エクステンションによるトラブル



施術中から液が目にしみて、  
施術後、目が痛くて充血し  
涙がとまらない。

接着剤などを目の近くで使用するため、目やまぶたなどに健康被害を招くおそれがあります。問題がおきたらすぐに医師の診察を受けましょう。施術者には美容師の免許が必要です。施術者が美容師免許を持っていることを、施術前に確認しましょう。

### まつ毛エクステンションとは？

まつ毛を長く濃く見せるために行うメイクアップ技術で、接着剤(グルー)を用いて、まつ毛に類似した人口毛をまぶたから1~2mmほど離してまつ毛に装着するもの

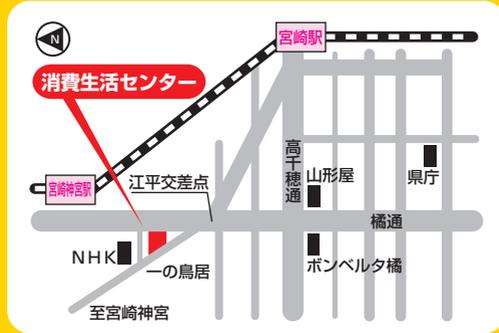


トラブルが発生したり、美容師でない人が施術していると思われたら、消費生活センターに相談したり、お近くの保健所に情報提供することにより、被害の拡大防止に寄与することができます。

一人で悩まないで  
相談しましょう!



アリンシュタイン



## 宮崎県消費生活センター

相談ダイヤル ☎ **0985-25-0999**

電話  
相談

午前9時～午後5時

午後4時30分までにお電話ください (月～土)

(※祝日・年末年始を除く)



## 都城支所

相談ダイヤル ☎ **0986-24-0999**

相談ダイヤル ☎ **0982-31-0999**

電話  
相談

午前9時～午後5時

午後4時30分までにお電話ください (月～金)

(※祝日・年末年始を除く)



## 延岡支所

☎ 来所される際は、関係書類が必要な場合がありますので、事前にお電話ください。

※消費生活に関するご相談は、最寄りの消費生活センター、  
市町村の消費者行政担当窓口をご利用ください。

最寄りの相談窓口をご存じないときは

消費者ホットライン ☎ **188 (いやや!)**

2019年4月発行